

事務事業総点検に係る対応方針

財務部

所管部署	事務事業名	今後の方向性	具体的な取り組み内容	備考
資産活用課	土地開発公社経営健全化事務	現状のまま継続	土地の有効利用については、土地開発公社保有地についても、その用途に供するまでの間、最終的な利用の妨げとならない範囲内で、暫定的な活用策を検討していく。 また、総務省より示された「土地開発公社経営健全化対策について」(平成25年2月28日付総務副大臣通知)を受け、「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」を策定し、長期保有簿価の縮減を図り、引き続き経営健全化に向け取り組みを進めていく。	二次 点検・評価
資産活用課	市有財産等有効活用促進事務	現状のまま継続	今後作成する「施設白書」において市有財産等の現状を把握し、それらの情報を一元的に管理するとともに、組織横断的に様々な角度から当初の設置目的や機能の見直し等を行うことにより、市有財産等の最適化に向けた検討を進める。	二次 点検・評価
財政課	起債管理事務	現状のまま継続	遅滞なく償還業務を行う。	二次 点検・評価
資産税課	固定資産税・都市計画税賦課事務	改善	資産税課では、固定資産税・都市計画税の決定や課税を行っている。毎年1月1日現在の土地・家屋の物件の利用状況や償却資産の申告に基づいて評価額を算出し、税額を決定して、納税通知書を送付している。 これまでの取り組みについて、土地の課税においては、3年に1度行われる評価額の見直しや航空写真・GIS(地理情報システム)の活用に民間の力を役立て、家屋の課税においては、新たな家屋評価システムを導入して事務の適正化・効率化を高め、償却資産の課税については、訪問調査に力を注ぐことで新たな課税の掘り起こしに努めている。また、送付する納税通知書の発送作業を民間委託することで経費の節減に努めている。 今後とも効果的な税収確保を図ると共に、より一層公平で適正な課税に努めていく。	二次 点検・評価